

上昭和浄化センター等運転包括管理業務

一般仕様書

昭和村

目 次

第1章 総則

第1条	(目的)	3
第2条	(業務の履行)	3
第3条	(監督員)	3
第4条	(対象施設)	3
第5条	(業務範囲)	4
第6条	(事業実施計画)	6
第7条	(社内審査の実施)	9
第8条	(業務従事者)	9
第9条	(業務従事者の配置)	9
第10条	(運転操作計画書及び作業計画書)	10
第11条	(機器の運転)	10
第12条	(安全の確保)	10
第13条	(事故の措置)	10
第14条	(監視、立入検査)	11

第2章 書類及び帳簿

第15条	(業務日誌、月報及び年報等の記載内容)	12
第16条	(業務月報等の報告)	13
第17条	(業務打ち合わせ記録)	14
第18条	(貸与品の管理)	14

第3章 作業要領

第19条	(運転管理)	15
第20条	(点検整備)	15
第21条	(設備の補修)	15
第22条	(環境衛生)	15
第23条	(盗難、毀損、火災等の防止)	16

第4章 雑則

第24条	(施設の使用)	17
第25条	(経費の負担)	17
第26条	(受注者が使用できる物品等)	17
第27条	(雑則)	18
第28条	(疑義)	18

別紙一覧

別紙 1	(法定点検等一覧)	19
別紙 2	(電気、水道、燃料及び薬品、予定使用量)	20
別紙 3	(産業廃棄物一覧)	21
別紙 4	(受注者が負担する備品、消耗品一覧)	22
別紙 5	(管理方式)	25
別紙 6	(除草範囲)	26
別紙 7	(施設平面図)	27
別紙 8	(備品一覧)	28
別紙 9	(保守点検基準)	29
別紙 10	(クレーン等自主点検業務仕様書)	31

様式一覧

様式 1		32
様式 2-1		33
様式 2-2		34
様式 3		35
様式 4		36
様式 6		38
様式 14-1		39
様式 14-2		40
様式 20		41
様式 21		42
様式 22		43
様式 23		44
様式 24		45
様式 25		46

第1章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、昭和村（以下「発注者」という。）が設置し、所有する汚水処理場、マンホールポンプ施設等（以下「処理場等」という。）の管理運営業務を円滑に実施するために、受注者に委託する業務の内容等を定めるものである。

(業務の履行)

第2条 業務を円滑に遂行し、施設の機能を十分達成できるように契約書、業務要求水準書、一般仕様書及び技術提案書に基づき、業務を誠実に履行しなければならない。これらに記載のない事項は、福島県土木部共通仕様書〔業務委託編Ⅱ〕による。

2 業務の履行にあたっては、下水道法、環境基本法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、労働基準法、労働安全衛生法、建築基準法、電気事業法、消防法及びその他関係法令等を遵守しなければならない。

(監督員)

第3条 発注者は、業務における監督員を定め、受注者に通知するものとする。

2 監督員は、契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等の職務を行うものとする。

3 契約書の規定に基づく監督員の権限は、契約書第9条第2項に規定した事項である。

4 監督員がその権限を行使するときは、書面（福島県土木部共通仕様書〔業務委託編Ⅱ〕様式10または様式12）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合、監督員が受注者に対し口頭による指示等を行った場合には、受注者はその指示等に従うものとする。監督員は、その指示等を行った後7日以内に書面で受注者にその内容を通知するものとする。

(対象施設)

第4条 業務の対象となる施設は次のとおりとする。

- (1) 上昭和浄化センター：昭和村大字下中津川字高井原地内
- (2) 新田橋中継マンホールポンプ場：昭和村大字下中津川字新田地内
- (3) 正法寺中継マンホールポンプ場：昭和村大字下中津川字中島地内
- (4) 小中津川中継マンホールポンプ場：昭和村大字下中津川字沖田地内

(5) 根堀場中継マンホールポンプ場：昭和村大字両原字根堀場地内

(6) 管 渠：上昭和汚水幹線外 計 1 7 . 9 0 7 k m

2 前項施設に関する参考資料を下記のとおり示す。

別紙 7：施設平面図

(業務範囲)

第 5 条 業務範囲は、以下のとおりとする。

(1) 管理運營業務

- ア 業務の統括及び総合的管理
- イ 業務要求水準書に定められた性能の確保
- ウ 処理場等の施設、設備及び機器の機能保持
- エ 災害、事故等のリスク管理
- オ 従業員の労務及び安全の管理、教育及び訓練
- カ 発注者、関係機関、住民等との連絡調整等
- キ 事業計画（変更）についての助言及び素案策定
- ク 予算策定への助言及び資料作成
- ケ 国、県等からの各種調査についての回答案の作成
- コ 下水道事業に関する各種データの管理

(2) 運転操作監視業務

- ア 上昭和浄化センター、各マンホールポンプの設備及び機器の運転操作及び監視制御
- イ 処理場等の運転状況記録の作成及び報告

(3) 環境計測業務

- ア 契約基準及び運転管理上必要となる水質分析及び汚泥性状分析等
- イ 分析結果の考察
- ウ 分析結果の記録及び報告

エ 分析器具、分析用薬品の保管と管理

オ 廃液の保管及び処分

(4) 保守点検業務

ア 処理場及びマンホールポンプ施設等の施設（建築物、外構及び土木施設を含む。以下同じ。）、設備及び機器の日常点検及び定期点検（日常点検及び定期点検の定義は、（社）日本下水道協会発行「下水道施設維持管理積算要領 - 終末処理場・ポンプ場編 - 2011年版」による。保守点検基準を別紙9に示す。）

ただし、工事（業務要求水準書別紙2工事等の計画）で点検ができない場合はこの限りでない。また改築更新後の次年度は、機器が新しいので日常点検や週間点検及び月間点検のみとし、年間点検は行わなくてもよい。

イ 処理場の設備及び機器の点検に伴う消耗品の交換

ウ 処理場及びマンホールポンプ施設の施設、設備及び機器の故障・事故発生時の臨時点検及び復旧への協力

エ 法定点検又は定期点検（以下「法定点検等」という。）及び必要な法定検査受検（別紙2）

オ 保守点検記録の作成、報告及び保管（故障・事故時の速報を含む。）

カ 機器及び設備の据付場所、水路、トラフ等の点検、設備等周辺の清掃及び補修塗装作業

(5) 施設管理業務

ア 修繕業務

別紙4（物品及び小規模修繕の考え方）に示す範囲内の施設及び機器の修理及び部分的な取り替えとする。なお、これによりがたい場合は委託者、受注者の協議によることとし、必要に応じて変更契約の対象とする。

イ 改築更新業務

国交省の下水道ストックマネジメント支援制度に基づく、昭和村下水道ストックマネジメント計画のPDCAの実施、及びSM実施計画書の策定と進行管理。なお、改築更新工事について、委託者、受注者の協議により実施する場合がある。その場合は変更契約の対象とする。

ウ 管渠パトロール業務

別冊2（管渠パトロール実施要領）による。

(6) その他の業務

ア 庁舎等清掃業務

処理場の施設内（管理棟の玄関、ホール、廊下、トイレを含む。ただし、倉庫、器材倉庫を除く）、場内及び周辺の日常清掃

イ 処理場の施設の開錠、施錠の確認及び管理

ウ 処理場の建物周りの除草（別紙6）、除雪等

エ 物品等調達管理業務

業務遂行に必要な備品、消耗品については別紙4によるものとする。

オ マンホールポンプ施設のしさを除去作業及び処分

カ 履行期間及び契約終了時における処理場及びマンホールポンプ施設の機能確認

キ 引継事項の作成及び更新

ク 一般廃棄物（しさを含む）の収集運搬及び処分

ケ 産業廃棄物（別紙3）の場外搬出時の立会い、産業廃棄物管理票（または受渡確認票）の産業廃棄物収集運搬業者への手交

コ 住民への対応（折衝及び協議を除く。）及び報告

サ 非常時、緊急時の対応及び臨時作業への協力

シ 見学者に対する安全管理

ス 発注者が行う処理場を使用したイベント時の協力

セ 発注者が行う増設及び改築更新、修繕及び点検への協力

ソ 発注者が行う業務分析等に必要な資料の作成及び提供

タ 図書類等の整理

チ その他処理場等の適正な運営及び管理に関し必要と認められる業務

(事業実施計画)

第6条 業務開始日の15日前までに全体事業実施計画書及び年間事業実施計画書を日本工業規格A4版又はA3版用紙にてA4版折りで作成し、監督員に提出する。

(1) 全体事業実施計画書

全体事業実施計画書には、以下の内容を記載するものとする。

ア 業務実施方針

下水道施設の重要性に鑑み、その目的を達成するための維持管理業務における基本的考え方、業務毎の基本方針及びその概要等について、委託業務に対する姿勢が把握できるよう記載すること。

イ 組織体制及び人員配置計画

維持管理業務を遂行する上で必要な組織及び体制について、社内組織、現場組織、業務分担、緊急時体制、その他業務の履行に要する組織及び体制（再委託関係も含む）を、その目的と系統及び分担等が明確に把握できるよう記載すること。

ウ 安全衛生管理体制

事故、災害等を未然に防止し、安全に委託業務を遂行するための安全衛生管理に係る作業基準、安全衛生、教育に関する計画及び組織体制について、基準、要領、計画等を具体的に記載すること。また、記載にあたっては、安全対策に使用する測定機器等についても記載すること。

エ 運転操作監視業務実施計画

契約基準を遵守し、かつ、安全で安定的に流入水及び汚泥処理を行うための運転指標、各施設の運転方法、要点及び運転状況の監視・記録に関わる事項及び計画について具体的に記載すること。

オ 環境計測業務実施計画

環境計測等について、各種試験に係る計画が把握できるよう記載すること。また、分析の内容・頻度・手順等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。

カ 保守点検業務実施計画

安定的に施設及び設備を維持運営していくための保守点検について、年間を通じて各業務計画が把握できるよう記載すること。保守点検の内容・点検頻度・点検要領等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。

各種法定点検、定期点検等に係る計画が把握できるよう記載すること。また、点検の内容・頻度・手順等その他の必要な事項について、具体的に記載すること。

キ その他の業務実施計画

処理場等の清掃の内容・清掃頻度・清掃要領及び建物周りの除草等の内容・頻度・方法、施設の開錠及び施錠の確認

等、その他の必要な事項について具体的に記載すること。

施設の運営を行うために必要な電気、水道、薬品、燃料、副資材等の使用予定量、調達方法及び管理方法等について、履行期間を通じての計画が把握できるよう記載すること。

ク 緊急時等への対応

施設に事故が発生した場合、その他緊急の場合の対処手順を、具体的に記載すること。

(ア) 事故故障の対応

(イ) 大雨時の対応

業務要求水準書第9（流入条件外の対応）の（2）に示す場合と、それに該当しない場合を区分して記載すること。

(ウ) 地震時の対応

(エ) 停電時の対応

(オ) 悪質流入水の流入時の対応

業務要求水準書第9（流入条件外の対応）の（1）に示す場合と、それに該当しない場合を区分して記載すること。

(カ) その他、自然災害等の不可抗力時の対応

(キ) その他必要な事項

その他管理するうえで必要となる事項について記載すること。

(ク) 様式

原則としてA4用紙とし、電子データファイルを添付すること。

(2) 年間事業実施計画書

年間事業実施計画書には、以下の内容を記載するものとし、当該年度の業務開始日の15日前までに提出すること。

ア 人員配置体制

緊急時に対応するための連絡先も含む。

イ 運転操作監視業務実施計画

水処理施設及び汚泥処理施設の年間を通じた運転管理の総括的な事項（運転指標や各施設の運転方法、要点及び運転状況の監視・記録）及び年間のスケジュール

ウ 環境計測業務実施計画

環境計測等の年間スケジュールについて記載すること。

エ 保守点検業務実施計画

日常点検、週間点検、月間点検、半年点検、年間点検等の年間スケジュールについて記載すること。

各種法定点検、定期点検等に係る年間スケジュールについて記載すること。

オ その他の業務実施計画

日常清掃、定期清掃及びその他施設管理に係る年間スケジュールについて記載すること。

施設の運営を行うために必要な電気、水道、薬品、燃料、副資材等の使用予定量について、年間を通じての使用計画が把握できるように記載すること。

カ その他必要な事項

その他管理するうえで必要となる事項について記載すること。

- 2 全体事業実施計画書及び年間事業実施計画書の変更を希望する場合、受注者は事前に変更理由及び変更内容を監督員に提出するものとする。

(社内審査の実施)

第7条 社内審査員は、業務の節目毎に業務要求水準書及び技術提案書に定める成果の確認及び審査を行わなければならない。

- 2 受注者は、業務完了に伴って審査結果を社内審査書としてとりまとめ、社内審査員の署名捺印のうえ監督員に提出する。

(業務従事者)

第8条 業務従事者は、その作業等の内容に応じ、必要な知識及び技能を有する者とし、資格を必要とする場合はその有資格者とする。

- 2 業務従事者に安全、かつ、清潔な統一した服装を着用させ、胸章等で身分を明確にする。

(業務従事者の配置)

第9条 第5条第1項(2)については、巡回監視(別紙5)で行うものとする。

- 2 施設の災害、盗難防止及び監視については、年間を通し、常に不測の事態に対応できるよう体制を確保すること。また、施設内の巡回監視及び緊急時の各関係機関への連絡等を行い施設の災害、盗難及び運転の障害を未然に防止することに努め

る。

(運転操作計画書及び作業計画書)

第10条 毎月25日までに翌月の運転操作計画書及び作業計画書を監督員に提出しなければならない。

2 運転操作計画書及び作業計画書に基づく運転操作等に支障が生じた場合は、その都度監督員に報告しなければならない。

(機器の運転)

第11条 業務の範囲において、各種機器の機能及び受注者の使命を十分理解し、運転計画に基づき、すべての運転操作を適正に行わなければならない。なお、流入水量の急変、又は悪質下水の流入等が認められた時は、速やかに監督員に報告するとともに、放流水質の契約基準を確保できるよう運転操作に努めなければならない。

2 管理上必要な措置を講ずるため運転を停止する時、及び再開する時は、監督員と協議のうえ承諾を得なければならない。

(安全の確保)

第12条 「労働安全衛生法」「同施行令」「同施行規則」その他災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全管理に必要な措置を講じ、労働災害発生の防止に努めなければならない。

2 事故防止を図るため安全対策を全体事業実施計画書で明確にしておかななければならない。

3 業務履行にあたり、電撃、薬品類、毒性ガス、酸欠ガス、可燃性ガス等に対し必要な安全対策を行うとともに、適切な作業方法の選択及び業務従事者の配置割当を行い、危険防止に努めなければならない。

4 別途工事等と作業場所が隣接、又は交錯する場合には、常に相互協調して安全管理に支障がないように処置しなければならない。

5 業務の履行にあたり安全管理上の障害が発生した場合には、直ちに必要な処置を講じ、かつ、速やかに監督員に報告するとともに、その指示に従わなければならない。

6 マンホールポンプ場の点検については、交通誘導員を配置し、建設機械器具を使用し安全を確保して実施しなければならない。

(事故の措置)

第13条 業務上の事故、故障、災害が発生した場合には、速やかに応急処置を施し、監督員に報告しなければならない。

(監視、立入検査)

第14条 発注者は必要があると認めた場合には、いつでも業務の処理状況を受注者に報告させ、又は自らその状況を調査することができる。

第 2 章 書類及び帳簿

(業務日誌、月報及び年報等の記載内容)

第 15 条 履行期間中において次の要領により業務に係る報告書を日本工業規格 A 4 版又は A 3 版用紙にて A 4 版折りで作成する。

(1) 業務日誌

ア 記載事項

天候、気温、雨量

報告者

環境計測の結果

各処理運転フローにおける処理数量

各調達物品及び各ユーティリティの使用数量

管理の指標としている諸元値

主要機器の運転記録

その他記録・報告すべき事項

イ 様式は、任意とする。

(2) 業務月報

ア 記載事項

業務日誌に記載の事項

運転操作計画書及び作業計画書に基づく報告

保守・点検・正常状態に復帰させるための調整実施と結果

事故・故障記録、対応報告

管理報告（発注者に特に報告が必要な運営上の事項）

イ 様式は、様式 1、様式 2-1、様式 2-2、様式 3、様式 4 及び様式 6 とし、定めのない様式は任意とする。

(3) 業務年報

ア 記載事項

業務月報記載事項の月集計

必要な報告事項、その他

イ 様式は、様式 20 から様式 25 とし、定めのない様式は任意とする。

(4) 環境計測試験報告

ア 記載事項

環境計測項目の結果及び結果の分析・考察・評価等

イ 様式は、任意とする。

(5) 各種法定点検及び定期点検報告

ア 記載事項

別紙に示す点検内容のとおりとする。

イ 様式は、任意とする。

(6) 事故・故障報告

ア 記載事項

事故及び故障の発生日時及び発生箇所

事故及び故障の内容及び原因

現在の対応状況、今後の対応予定、対応結果

補修内容及び完了年月日

報告者

イ 様式は、様式 14-1 及び様式 14-2 を準用する。

(7) 資産台帳への入力

資産台帳とは、設備機器の事故故障、修繕履歴を入力し、設備管理を図るものである。入力については、適宜とする。

(業務月報等の報告)

第 16 条 業務毎の報告書は、下記の期限とおり報告しなければならない。

2 報告書は、原則として電子データで作成し、提出は電子データ及び印刷物にて提出する。

報告書名	期限
1) 第15条第1項第2号に係る業務月報	翌月の10日まで
2) 第15条第1項第3号に係る業務年報	翌年度の4月まで
3) 第15条第1項第4号に係る報告	結果判明後速やかに
4) 第15条第1項第5号に係る報告	点検後速やかに
5) 第15条第1項第6号に係る報告	事故及び故障発生後、 補修完了後、速やかに
6) その他のもの	随時

(業務打ち合わせ記録)

第17条 業務履行上の打ち合わせ、指示事項及び連絡事項等については、業務打ち合わせ記録簿を作成し、監督員に提出しなければならない。

(貸与品の管理)

第18条 発注者は受注者に業務上必要と認められる物品等を貸与する。

2 受注者は、貸与品の破損、又は紛失した場合には、監督員に申し出なければならない。

第3章 作業要領

(運転管理)

第19条 下水道法、その他の環境保全関係法令の基準に適合するよう運転管理を行ない、悪質下水の流入、施設の構造等に起因するトラブルの発生が予見された場合には、速やかに監督員に報告しなければならない。

2 契約業務の履行にあたり、常に創意工夫に心掛け、運転の効率化を目指さなければならない。

3 緊急時の運転操作については、速やかにその結果を書類で監督員に報告するほか、平常時においても緊急時に備えて的確に対処できる体制を整えておかななければならない。

(点検整備)

第20条 事故等を未然に防止するため次の事項について、日常及び定期に点検整備を行わなければならない。なお、未使用施設及び供用開始前の設備機器等がある場合についても同様であるが、項目及び頻度については監督員と協議するものとする。

(1) 日常点検は機器保全を主目的として、外観及び五感による観察も重視し、異常を発見した場合にはその都度監督員に報告し、その指示に従い措置し、その経過及び結果を報告しなければならない。

(2) 定期点検は、保守点検業務実施計画に従い、その結果を写真及び測定記録等を添付のうえ、監督員に報告しなければならない。

(3) 業務に係る機器が常に正常に作動するよう調整、給油、消耗部品の交換、補充、清掃等の整備に努めなければならない。

(設備の補修)

第21条 点検整備により発見した不良箇所又は事故、故障の発生した破損箇所のうち、手工具等を用いて現場で修理可能なものについては、監督員と協議のうえ処置しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急処置を行うとともに監督員に報告し、指示を受けなければならない。

(環境衛生)

第22条 各施設で蚊、蝇、ボウフラ、鼠等の害虫が発生する恐れのある場合には、害虫駆除薬品の散布を行い、環境衛生に

努めなければならない。

(盗難、毀損、火災の防止)

第23条 現場における機器等の盗難、毀損、火災及び事故発生の未然防止、不審者の侵入防止に努めなければならない。

第4章 雑則

(施設の使用)

第24条 受注者は、本件業務の遂行に必要な施設を無償で使用することができるものとする。

- 2 処理場等の施設及び事務室等を改造してはならない。ただし、業務上、改造が必要な場合であって、事前に監督員に届出し、監督員の承諾を得たときはこの限りでない。この場合において、履行期間終了時の原状回復については、発注者及び受注者双方が協議して定めるものとする。
- 3 施設の履行期間中、受注者の責めに帰すべき事由により汚損等があった場合は、受注者の負担で原状回復をしなければならない。この場合において、当該原状回復方法については、事前に監督員の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、業務範囲の鍵について管理する。

(経費の負担)

第25条 受注者が負担すべき経費等は、次のとおりとする。

- (1) 処理場等で使用する履行期間内消耗品、資材、油脂類等の調達並びに管理に係る費用。
 - (2) 処理場等の設備の法定検査に係る費用。
 - (3) その他業務遂行に必要な経費（別紙4に示す一般的な備品、消耗品の経費）
 - (4) 一般廃棄物の運搬及び処分に係る費用。
 - (5) 受注者が必要とする電話は受注者が設置し、電話料金等の費用も受注者の負担とする。
- 2 管理棟暖房用FFの燃料、業務履行上の薬品（別紙4）及び光熱水費は委託者の負担とする。
 - 3 業務の履行に必要な電力費、薬品費、燃料費、水道料は、節減に努めなければならない。

(受注者が使用できる物品等)

第26条 発注者が所有している業務遂行上必要な物品等のうち、受注者が使用できるものは次のとおりとする。

- (1) 各現場に備え付けられた備品（別紙8）、工具、消耗品等

(2) 環境計測業務で使用する分析用薬品、ガラス器具及び消耗品等

(3) その他監督員が認めるもの

(雑則)

第27条 この仕様書に定めのない事項で維持管理上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

(疑義)

第28条 この仕様書に疑義が生じたときは、発注者、受注者協議のうえ定めるものとする。

別紙 1 (法定点検等一覧)

設備名称	関係法令	点検名称	点検周期	適用範囲	備考
1. クレーン設備	労働安全衛生法 第45条	定期自主検査	1年以内に1回	クレーン等安全規則第34条	別紙10
			1月以内に1回	クレーン等安全規則第35条	
			作業開始前	クレーン等安全規則第36条	
			暴風等後	クレーン等安全規則第37条	

別紙2（電気、水道、燃料及び薬品、予定使用量）

対象項目及び基準値

対象項目	単位	基準値									
		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
電気（契約電力118k w）	kwh/年	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000	115,000
水道水	m³/年	150	150	150	150	150	150	150	150	150	150
プロパンガス	m³/年										
灯油	L/年	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60
高分子凝集剤	kg/年	300	300	300	300	300	300	300	300	300	300
脱水汚泥	t /年	45	45	45	45	45	45	45	45	45	45

参考資料

対象項目	単位	実績					見込み	平均	最高値	最低値
		R1	R2	R3	R4	R5	R6			
電気（契約電力118k w）	kwh/年	111,686	115,671	115,543	114,218	114,218	114,218	114,259	115,671	111,686
水道水	m³/年	151	152	113	120	120	120	129	152	113
灯油	L/年	40	40	40	60	60	60	50	60	40
高分子凝集剤	kg/年	254	230	177	315	315	315	268	315	177
脱水汚泥	t /年	49	40	40	45	45	45	44	49	40

(余白)

別紙 3 (産業廃棄物一覧)

上昭和浄化センターから発生する脱水汚泥の年間予定発生量及び場外搬出作業を下記に示す。

産業廃棄物一覧表

項 目		脱水汚泥[t]	備 考
年間予定 発生量	令和 7 年度	45	
	令和 8 年度	45	
	令和 9 年度	45	
	令和 1 0 年度	45	
	令和 1 1 年度	45	
	令和 1 2 年度	45	
	令和 1 3 年度	45	
	令和 1 4 年度	45	
	令和 1 5 年度	45	
	令和 1 6 年度	45	
場外搬出作業		月 2 回程度	

参考：脱水汚泥を搬出する車両は 4～10 t 車。

別紙4（物品等及び小規模修繕の考え方）

（1） 備品、消耗品等

処理場等の維持管理に係る、以下の表に示した備品、消耗品及び想定範囲物品等の物品については、原則として受託者が負担することとする。

ただし、高額な備品、消耗品等の調達事由が発生した場合の経費負担については、委託者及び受託者が表の想定物品等を参考とし協議し決定することとする。

1) 一般的な備品、消耗品

一般的な備品、消耗品等の例を以下に示す。

一 般 的 備 品 消 耗 品	潤滑油類	潤滑油	各設備機器補充用、交換用潤滑油グリス等
		グリス	
	塗料等	塗料類	各設備機器補修用塗料等
		シンナー類	各設備機器補修用シンナー類
	報告記録用紙等	報告用紙等	報告用紙、帳票用紙、プリンタ用消耗品等
		記録用紙等	記録計用チャート紙、記録ペン等
	備品・消耗品及び 工具	什器、備品等	連絡用自動車、自転車、電話機、事務用机椅子類、書庫類、黒板類、複写機、被服類、下足類、傘立、掃除具収納庫、写真機、ロッカー類、茶器類、寝具類、洗濯機、履物類、点検整備及び小修理に用いる工具類並びに測定器具類、その他
		整備用品	掃除用具、ウエス、洗浄油脂類等
		簡易補修用材料	ボルト、ナット、パッキン、ヒューズ、ランプ、Vベルト、ベアリング、電磁接触器、各種タイマー、小配管弁材料、配線材料等
		衛生用品	石鹼、消毒液、救急用薬品等
その他日用品、事務用品			

2) 想定範囲物品等

想定範囲物品等とは、必ずこの物品を調達するものではなく、1) に示す以外の物品の調達事由が発生した場合に、例示の内容等を考慮に入れ、委託者又は受託者の費用負担を決定する際の判断とするため示したものである。

以下に、受託者が負担すべき想定物品の例を示す。

想定 範囲 物品 等	処理用消耗品	機械関係	圧力計、圧力スイッチ、ホース類、ブッシュ、フローゲージ、プーリー、電磁弁、ヒーター、保温剤、フィルタ、オートドレン、タンク類、(50L/個未満)ダイヤフラム(薬注ポンプ用)、流量計消耗品(羽根車、シャフト等)、水中ポンプ(5万円/台未満)、その他維持管理及び小規模修繕に必要なもの
		電気関係	バッテリー(5万円/個未満)、証明器具、リレー、リレーソケット、乾燥剤、電気盤防食剤、DO計電極、pH計電極、MLSS・DO・pH・UV計用消耗品と校正用薬品、その他維持管理及び簡易修繕に必要なもの
	水質器具	純水製造装置用	樹脂、逆浸透膜、UVランプ、プロガードプレフィルター、エアベントフィルター、最終フィルタ、その他純水製造装置に必要な消耗品
		その他	ガラス器具全般、サンプリング用器具全般、保存容器全般、DO計電極、pH計電極、電池、その他分析に必要な消耗品
水質試薬	試験用試薬	全て	

3) 物品仕様

① 高分子凝集剤

両性ポリマー

両性高分子凝集剤と無機凝集剤を併用した脱水方法特許、特許第2038341、2982225、2138609、2933627号の使用許諾を得ているもの、又は抵触していないもの。

(2) 小規模修繕

受託者が行う小規模修繕の考え方については、以下のいずれかに該当した場合とする。

① 1 件の修繕に係る費用が 50 万円未満（諸経費込み、税込み）の場合

※ 1 件の取扱いについて疑義が生じた場合には、誠意をもって委託者、受託者両者が協議して定めるものとする。

なお、小規模修繕の総額は直接工事費で 1,500 千円／年を上限とし、これを超える修繕が必要となった場合には、実施の可否について委託者、受託者で協議し、実施する場合には変更契約の対象とするものとする。

また、総額が直接工事費で 1,500 千円／年を下回った場合には、減額変更の対象とする。

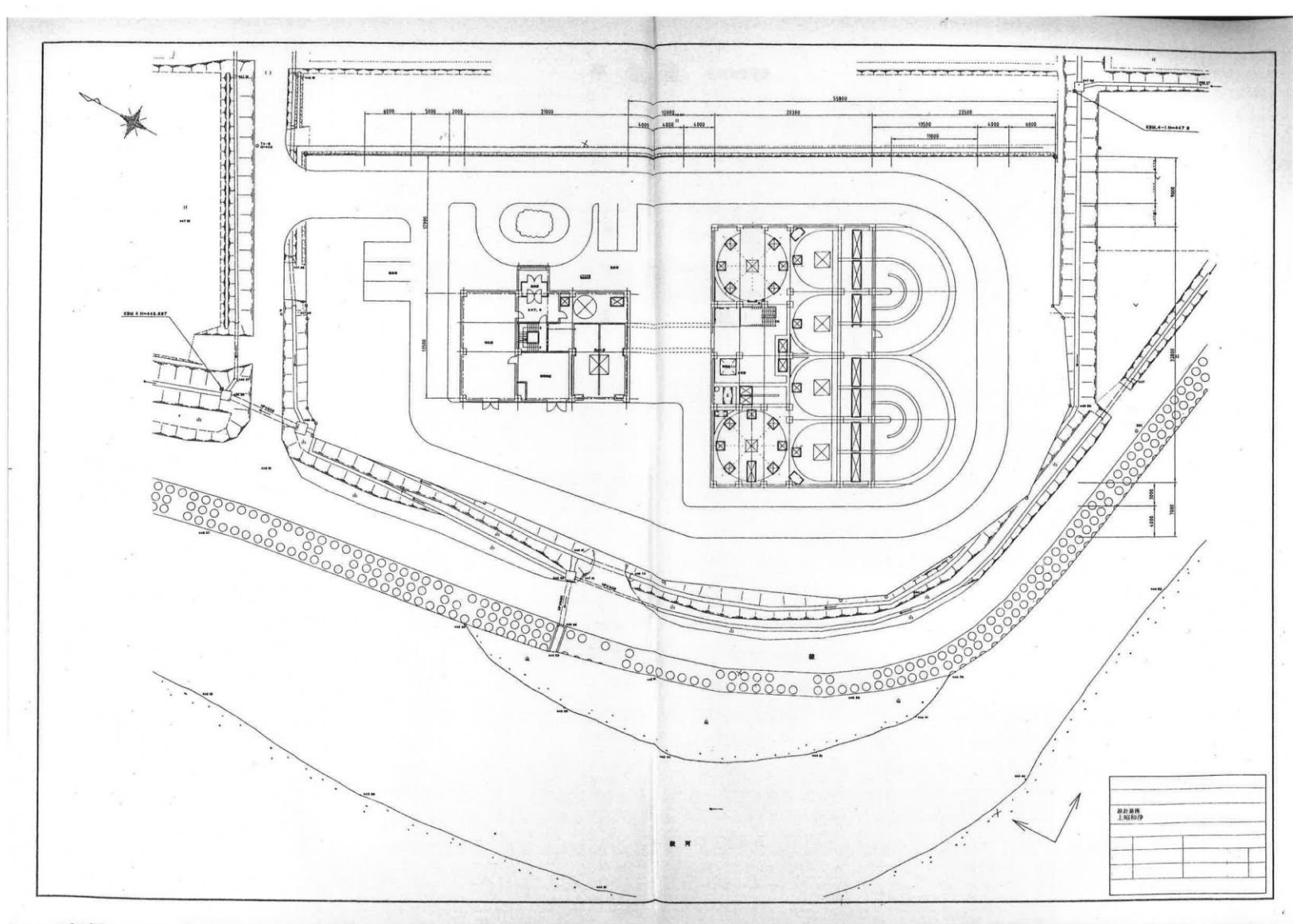
② (1) に示す物品等を使用して修繕可能な場合

なお、上記条件のいずれにも該当しない場合については、委託者が対応することとする。

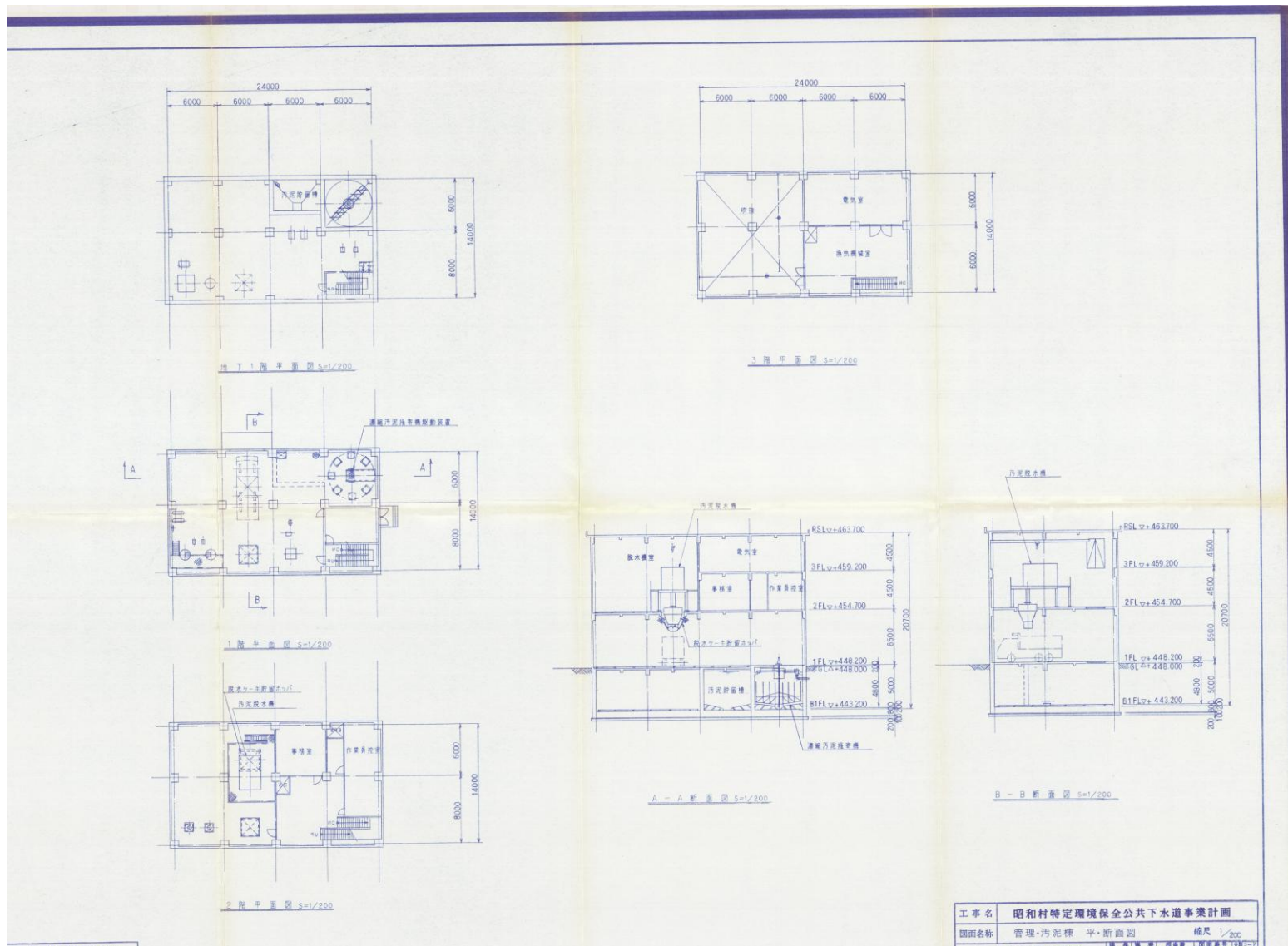
別紙 5 (管理方式)

業務種別	巡回頻度等	主 な 業 務
運營業務	原則週 1 回 (平日のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画、日報、月報、年報、運転記録の整理、文書等の作成 ・ 整理等の作業
運転操作監視業務	原則週 1 回 (土、日、祝祭日及び年末年始の休日を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般仕様書のとおり
環境計測業務	要求水準書のとおり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準書のとおり
保守点検業務	原則週 1 回 (平日のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 日常点検
	年間 5 2 週の中で実施 (土、日、祝日及び年末年始の休日含まず)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 定期点検 (週間、月間、年間等)
その他の業務	原則週 1 回 (平日のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般仕様書のとおり
	原則月 2 回 (平日のみ)	<ul style="list-style-type: none"> ・ マンホールポンプの点検作業

別紙 6 (除草範圍)



別紙 7 (施設平面図)



(余白)

別紙 8 (備品一覧)

1 理化学機器

番号	物 品 名	規 格 等
1	pH 計	東亜ディーケーケー MM-41DP (1 台)
2	溶存酸素計	東亜ディーケーケー DO-31P (1 台)
3	赤外線水分計	A&D MX-50
4	冷蔵庫	冷蔵 2 5 0 L、冷凍 7 0 L

マンホールポンプ場

点 検 項 目		点 検 内 容
巡回時点検 (2回/月)	ポンプ、逆止弁等の状況	① 手動運転時の振動、異常音の有無 ② 手動運転時の各計器類の指示値の測定 ③ ガイドパイプの異常、損傷、錆の有無 ④ 吊り上げチェーンのねじれ、損傷、錆の有無 ⑤ 動力、制御、水位計ケーブルのねじれ、損傷の有無 ⑥ 水位計への異物の付着の有無
	制御盤の状況	① がたつき、損傷、錆の有無 ② 盤内部のほこり、ゴミ、結露の有無 ③ 球切れ、断線、ゆるみ、ヒューズ切れの有無 ④ 電力量の測定
定期点検 (1回/年)	ポンプ、逆止弁等の状況	※ 巡回時点検内容の他に追加実施 ① 着脱装置のスムーズな着脱の有無 ② 本体外観の損傷、錆等の有無 ③ 羽根車の摩耗、変形、腐食、異物絡み付き等の有無 ④ 潤滑油の交換 (1回/2年) ⑤ 軸封部状態の確認
	制御盤の状況	※ 巡回時点検内容の他に追加実施 ① 絶縁及び接地抵抗値の測定 ② 漏電遮断器の動作確認 ③ 保護継電器の動作確認 ④ 自動通報、監視装置の動作確認
その他		① 臨時点検 ② 簡易な故障の修理 ③ 点検設備等周辺の清掃

※ O D 法機械設備は別冊 1 として添付

設備点検記録記入シンボル表

シンボル	事 項	シンボル	事 項
V	異 常 な し	T	発 熱
○	給 油	A	状 況 異 常 (摩 耗 、 腐 食 、 損 傷 、 指 示 等)
W	振 動	K	工 事 中
E	漏 洩	◎	清 掃
×	故 障	S	異 臭
N	異 音 、 振 動	試	試 運 転
H	ベ ル ト 張 り	G	グ ラ ン ド 点 検
R	修 理 調 整		
概 要	1. 漏油は E-0 , 漏水は E-W , ガス漏れは E-G とする。		

別紙 10 (クレーン等自主点検業務仕様書)

1. 業務概要

上昭和浄化センターのクレーンをクレーン等安全規則に基づき点検を行うものである。

2. 業務範囲

クレーン等安全規則第34条・第35条・第36条・第37条によるクレーンの定期自主検査

3. 業務内容

自主検査の内容については、次のとおりとする。

- (1) 防止装置その他安全装置、過負荷警報装置その他警報装置、ブレーキ及びクラッチの異常の確認
- (2) ワイヤロープ及び吊りチェーンの損傷確認
- (3) フック、グラブバケット等の吊り具の損傷の確認
- (4) 配線、集電装置、配電盤、開閉器及びコントローラの異常確認

4. 業務回数

定期自主検査：作業前、月例、年次（例年実施時期10月）、暴風等後 各1回

5. 設備概要

設置場所	機器名称	型式	製造者	形状	能力		数量
					定格荷重	揚程	
水処理棟	曝気装置吊上機		(株) キトー	電気チェーンブロック (手動ギヤードトローリ付き)	2.8 t	4.5m	1
水処理棟	機器搬入	CBSG020	(株) キトー	手動チェーンブロック (ギヤードトローリ付き)	2.0 t	9.0m	1
脱水機室	脱水機吊上機	CBSG020	(株) キトー	手動チェーンブロック (ギヤードトローリ付き)	2.0 t	9.0m	1
脱水機室	薬品吊上げ	CBSG010	(株) キトー	手動チェーンブロック (ギヤードトローリ付き)	1.0 t	14m	1
脱臭塔	活性炭吊上げ	H-50A	(株) ニッチ	手動チェーンブロック (ギヤードトローリ付き)	0.5 t	2.5m	1

様式 1

下水流入量等月報

令和	年度	(単位:m ³)					
月 日	放流量	降水量 (mm)	総流入量	田村市			
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
計							
日平均		-					
晴天日計		-					
晴天日平均		-					
最大値							
最小値							
月日数		降水量合計	降水時平均	月平均降水量	最大降水量	晴天日数	降水日数
31							

水質試験結果報告書 その1

令和 年 月分 処理場名 :

項 目	流入水	初沈流出水	終沈流出水	放流水	基準値	処 理 状 況 等
pH					5.8~8.6	採取年月日
T-BOD (mg/l)						令和 年 月 日
S-BOD (mg/l)					—	採取時間
ATU-BOD (mg/l)					—	AM/PM 時 分
T-COD (mg/l)					—	天候 当日
SS (mg/l)						前日
ルマルヘキサン抽出物質 (mg/l)					5/10 (注1)	前々日
フェノール類 (mg/l)					1	気温 当日 °C
銅及びその化合物 (mg/l)					2	前日 °C
亜鉛及びその化合物 (mg/l)					2	流入水水温 °C
鉄及びその化合物(溶解性) (mg/l)					10	流入水量(※3) m3/日
マンガン及びその化合物(溶解性) (mg/l)					10	エアレーション時間 時間
クロム及びその化合物 (mg/l)					2	MLSS濃度 mg/l
ふっ素及びその化合物 (mg/l)					8	透視度 流入 cm
大腸菌群数 (個/cm3)					3,000	放流 cm
総窒素 (mg/l)					60(注2)	汚泥日令 日
アンモニア性窒素 (mg/l)					100 (注3)	返送汚泥率 %
亜硝酸性窒素 (mg/l)						返送汚泥濃度 mg/l
硝酸性窒素 (mg/l)						BOD-SS負荷
有機体窒素 (mg/l)						BOD・kg/SS・kg・日
総りん (mg/l)					8(注2)	終沈・水面積負荷
りん酸性りん (mg/l)					—	m3/m2・日
						除去率(流入水-放流水)
アルカリ度 (mg/l)					—	BOD %
塩素イオン (mg/l)					—	SS %
残留塩素 (mg/l)					—	COD %
(注1) 鉱油類 5mg/l、動植物油脂類 10mg/l						除去量(流入水-放流水)
(注2) 閉鎖性水域における排出基準値を参考としたもの。						BOD kg/日
(注3) アンモニア性窒素×0.4+硝酸性窒素+亜硝酸性窒素の合計量						SS kg/日
						COD kg/日
						固形物滞留時間(SRT) 日

水質試験結果報告書 その2

令和 年 月分 処理場名 :

項 目	流 入 水	初沈流出水	終沈流出水	放 流 水	基準値	特 記 事 項	
カドミウム及びその化合物 (mg/l)					0.03	採取年月日 令和 年 月 日	
シアン化合物 (mg/l)					0.5		
有機燐化合物 (mg/l)					1		
鉛及びその化合物 (mg/l)					0.1		
六価クロム化合物 (mg/l)					0.2		
砒素及びその化合物 (mg/l)					0.1		
総水銀 (mg/l)					0.005		
アルキル水銀化合物 (mg/l)					不検出		
ポリ塩化ビフェニル (mg/l)					0.003		
トリクロロエチレン (mg/l)					0.1		
テトラクロロエチレン (mg/l)					0.1		
ジクロロメタン (mg/l)					0.2		
四塩化炭素 (mg/l)					0.02		
1, 2-ジクロロエタン (mg/l)					0.04		
1, 1-ジクロロエチレン (mg/l)					0.2		
シス-1,2-ジクロロエチレン (mg/l)					0.4		県 記 入 欄
1, 1, 1-トリクロロエタン (mg/l)					3		
1, 1, 2-トリクロロエタン (mg/l)					0.06		
1, 3-ジクロロプロペン (mg/l)					0.02		
チウラム (mg/l)					0.06		
シマジン (mg/l)					0.03		
チオベンカルブ (mg/l)					0.2		
ベンゼン (mg/l)					0.1		
セレン及びその化合物 (mg/l)					0.1		
ほう素及びその化合物 (mg/l)					10		
1, 4-ジオキサン (mg/l)					0.5		
ニッケル含有量 (mg/l)					2(注4)		

(注4) 福島県生活環境の保全等に関する条例による。(施行規則別表第5法定外項目に係る排水基準)

様式3

エアレーション運転管理報告書

令和		年		月		分		処理場名：																
日	流入水量(※) (m ³ /日)	水温 (°C)	消費電力量(kwh/日)		余剰汚泥		MLDO(mg/l)			MLSS(mg/l)			MLVSS(mg/l)			MLVSS/MLSS(%)			SV30(%)			SVI(ml/g)		
			水処理系	全体	発生量(m ³)	濃度(%)	AT 1	AT 2	AT 3	AT 1	AT 2	AT 3	AT 1	AT 2	AT 3	AT 1	AT 2	AT 3	AT 1	AT 2	AT 3	AT 1	AT 2	AT 3
1																								
2																								
3																								
4																								
5																								
6																								
7																								
8																								
9																								
10																								
11																								
12																								
13																								
14																								
15																								
16																								
17																								
18																								
19																								
20																								
21																								
22																								
23																								
24																								
25																								
26																								
27																								
28																								
29																								
30																								
合計																								
平均																								
特記事項																	担当者	職名						
																		氏名						

様式4

汚泥処理処分月報

No.1

令和 年 月分 (月日数)

日)

処理場名 :

項目 日	余 剩 汚 泥			生 汚 泥		供 給 汚 泥			薬 注 率		脱 水 機 運 転				
	引 拔 量 (m ³)			引拔量 (m ³)	濃度 (%)	供 給 量 (m ³)			鉄系凝集 助剤(%)	高分子凝 集剤(%)	運 転 時 間			ろ過速度(kg/m ² h)	
	消化	直脱	計			濃度 (%)	消化	直脱			計	消化	直脱	計	消化
1											:	:	:		
2											:	:	:		
3											:	:	:		
4											:	:	:		
5											:	:	:		
6											:	:	:		
7											:	:	:		
8											:	:	:		
9											:	:	:		
10											:	:	:		
11											:	:	:		
12											:	:	:		
13											:	:	:		
14											:	:	:		
15											:	:	:		
16											:	:	:		
17											:	:	:		
18											:	:	:		
19											:	:	:		
20											:	:	:		
21											:	:	:		
22											:	:	:		
23											:	:	:		
24											:	:	:		
25											:	:	:		
26											:	:	:		
27											:	:	:		
28											:	:	:		
29											:	:	:		
30											:	:	:		
計											:	:	:		
日平均											:	:	:		
稼働日平均											:	:	:		

様式4

汚泥処理処分月報

No.2

令和 年 月 日 処理場名 :

項目 日	脱水ケーキ				脱水機 稼働台数 (台)	消化ガス(Nm ³)			特記事項
	含水率(%)		処理量(t)			ガス 発生量	温水ヒート ガス使用量	余剰ガス 燃焼量	
	消化	直脱	消化	直脱					
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									現有脱水機台数 台
26									1台当たりの日平均稼働時間
27									時間 分
28									1台当たりの稼働日平均稼働時間
29									時間 分
30									担当者
									職名
計									
日平均									氏名
稼働日平均									

注) 含水率とは、脱水機を運転した日の脱水ケーキの含水率を示す。
 処理量とは、脱水機を運転した日の脱水ケーキ発生量を示す。
 処分量とは、産業廃棄物処理業者等に処分等を依頼した脱水ケーキの量を示す。

様式6

使用電力量等実績報告書

令和 年

月分

処理場名：

1 電力使用量

項目		使用電力量 (kWh)	流入水量 (m ³)	処理固形物質 (kg・ds)	使用電力量 原単位	
施設	精密電力量(A)					
	自家発電電力量(B)					
	計 (A)+(B)					
	処理場 施設別電力量	水処理				
		汚泥処理				
		付帯動力				
		付帯電灯				
その他						
ポンプ場						
	計 (C)					
電力合計 (A)+(C)						

2 水道水等使用量

項目	水道水使用量 (m ³)	再利用水使用量 (m ³)	計 (m ³)
施設			
合計			

3 薬品等使用量

薬剤名	商品名	使用量	単位

4 燃料使用量

燃料名	使用量	単位

様式14-1 【FAX送信】

昭 和 村	産業建設課長	建設係長	課員	担当者	受信日時
上昭和浄化センター				現場代理人	受信日時

事 故 ・ 故 障 報 告 (第 報)

処理区名	
発生日時	令和 年 月 日 () AM・PM : 頃
発生箇所	
(発生時の状態)	稼働中・点検中・休止中・その他 ()
事 故 等 の 内 容	
原 因	確定 ・ 推定 ・ 不明
	[特記事項] 運転操作のミス・流入水質の悪化・放流水質の悪化・災害 ()・停電
現 在 の 対 応 状 況	運転可・運転不可(代替機 有・無)・その他 ()
今 後 の 対 応 予 定	通常運転・経過観察・メーカー点検(平成 年 月 日予定)
記 入 者	(職名) (氏名)

- (備考)・それぞれ該当する項目を○で囲むこと。
 ・第1報においては、報告時点において判明している項目のみ記入するものとする。
 ・該当処理区を所管する流域下水道建設事務所あて送付すること。

昭 和 記 入 欄 記 入 欄	機器の故障の場合 (瑕疵担保期間内 ・ 瑕疵担保期間外)
-----------------------	--------------------------------

- (備考)・原因〔特記事項〕に該当する場合又は運転不可となった場合については、流域下水道事務所から下水道課へ送付するものとし、対応状況等について特記すべき事項がある場合は、上記記入欄に記入すること。
 ・機器の故障の場合は、該当する項目を○で囲むこと。

様式14-2

事 故 ・ 故 障 報 告 書

処理区名：

1 発 生 日 時	令和 年 月 日 AM・PM : 頃
2 発 生 個 所	
3 発 生 状 況	
4 発 生 原 因	
5 対 策	
6 修繕内容及び 完了月日	
7 修繕費用及び 費用負担の別	
8 記入者 職 氏名	

- ・ 該当する項目を○で囲むこと。
- ・ 写真等を添付すること。

様式 2 0

2. 流入水量の状況

(1) 流入水量

	総 流 入 水 量 (m3)				雨 雪 量 (mm)
	合 計	日 平 均	日 最 大	日 最 小	
4月					
5月					
6月					
7月					
8月					
9月					
10月					
11月					
12月					
1月					
2月					
3月					
合 計		—	—	—	
平 均			—	—	
最 大				—	
最 小			—		

様式 2 1

3. 水処理施設運転状況

施設	項目	令和 年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和 年1月	2月	3月	平均
沈最 殿初 池	滞留時間 [hr]													
	水面積負荷 [m3/m2・日]													
	越流堰負荷 [m3/m・日]													
反 応 タ ン ク	水温 [°C]													
	pH													
	エアレーション時間 [hr]													
	送気倍率 [倍]													
	返送汚泥率 [%]													
	RSSS [mg/l]													
	MLSS [mg/l]													
	MLDO [mg/l]													
	SV30													
	SVI													
	汚泥日令 [日]													
	汚泥滞留時間 [日]													
	BOD容積負荷 [kg/m3・日]													
BOD-SS負荷 [kg/SSkg・日]														
沈最 殿終 池	滞留時間 [hr]													
	水面積負荷 [m3/m2・日]													
	越流堰負荷 [m3/m・日]													
塩素 混和池	接触時間 [min]													

様式 2 2

4. 汚泥処理施設運転状況

施設	種類	項目		令和 年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和 年1月	2月	3月	合計	最大	最小	平均		
		最初沈殿池	生汚泥	引抜量	合計																
(m3)	運転日平均																				
濃度 (%)																					
DS量	合計																				
最終沈殿池	余剰汚泥	(kg)	運転日平均																		
		濃度 (%)																			
		DS量	合計																		
		(kg)	運転日平均																		
汚泥処理設備	造粒濃縮供給汚泥	供給量	合計																		
		(m3)	運転日平均																		
		濃度 (%)																			
		DS量	合計																		
	鉄系凝集剤	(kg)	運転日平均																		
		供給量	合計																		
		(L)	運転日平均																		
	高分子凝集剤(溶解率0.4%)	注入率 (%)																			
		供給量	合計																		
		(kg)	運転日平均																		
	脱水汚泥	注入率 (%)																			
		処分量	合計																		
(t)		運転日平均																			
含水率 (%)																					
DS量(t)																					

様式 2 3

5. 主要機械の運転時間

(単位:時間)

設 備 名	令和 年	月												合 計	月 平 均	日 平 均	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和 年1月	2月	3月				
汚 水 ポ ン プ	No.1																
	No.2																
ポ ン プ 井 攪 拌 機	No.1																
	No.2																
初 期 用 送 風 機	No.1																
	No.2																
水 中 曝 気 装 置	No.1																
	No.2																
	No.3																
返 送 汚 泥 ポ ン プ	No.1																
	No.2																
余 剰 汚 泥 ポ ン プ	No.1																
	No.2																
汚 泥 供 給 ポ ン プ	No.1																
	No.2																
汚 泥 脱 水 機																	

様式 2 4

6. 電力使用量

(単位:kWh)

		令和 年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和 年1月	2月	3月	合 計	平 均
精密電力量	月 計														
	日 平均														
水処理設備	月 計														
	日 平均														
汚泥処理設備	月 計														
	日 平均														
建築付帯動力	月 計														
	日 平均														
建築付帯照明	月 計														
	日 平均														

様式 2 5

8. 燃料・上水及び薬品使用量

種 類	令和 年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和 年 1月	2月	3月	合計	平均
プロパンガス (m ³)														
水道水 (m ³)														
再利用水 (m ³)														
固形塩素 (kg)														
高分子凝集剤 (40%溶液) (L)														
鉄系凝集助剤 (L)														
消臭剤 (散布用) (kg)														